

# 岐阜県公報

第二千六百二十七号  
平成二十七年三月三日

(火曜日)

## 目次

### 告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

指定医療機関の名称の変更の届出

指定医療機関の名称の変更の届出

指定訪問看護事業者等の名称の変更の届出

指定医療機関の廃止の届出

指定訪問看護事業者等の廃止の届出

道路の区域変更

道路の供用開始

八百津都市計画下水道事業の変更認可

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

政治団体の異動事項の公表

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

### 公安委員会告示

警備員等の検定等に関する規則第二条の表六の項上欄に掲げる道路又は交通の状況により岐阜県公安委員会が危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務

(廃棄物対策課) 一三二<sup>ページ</sup>

(地域福祉国保課) 一三二

(同) 一三三

(同) 一三三

(同) 一三三

(同) 一三三

(同) 一三三

(道路維持課) 一三五

(同) 一三五

(下水道課) 一三六

(選挙管理委員会) 一三七

(同) 一三八

(同) 一三九

(同) 一三〇

(同) 一三〇

(生活安全総務課) 一三一

### 公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

平成二十七年技能検定(前期及び随時)の実施

公共測量の実施

公共測量の終了

猟銃等講習会の開催

年少射撃資格講習会の開催

(商業・金融課) 一三一

(産業技術課) 一三一

(用地課) 一三五

(同) 一三六

(生活安全総務課) 一三六

(同) 一三八

告示

岐阜県告示第百二十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

廃止済産業廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
産 九一	中津川市中津川字島田二八二四番一、二八二四番三及び中津川市手賀野字斧戸七三八番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年法律第百三十三号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法第五十五条の三及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
調剤薬局 どんぐり	各務原市鷺沼西町四二二六三	平成二六・八・二一
調剤薬局 どんぐり 笠松店	羽島郡笠松町東陽町三四	同
おおぐち泌尿器クリニック	瑞穂市別府七三八一	平成二六・九・一
なぎクリニックス	各務原市蘇原申子町二一一一	同
あずき畑デンタルクリニック	関市下有知字小豆畑二二二九	同
タカダ歯科医院	本巣市三橋一〇一 一五〇	同
クスリのアオキ福寿薬局	羽島市福寿町間島七一七	同
敬愛薬局	瑞穂市別府七三八四	同
つば川薬局	関市富之保二〇〇一	同
サンセイ調剤薬局 神戸店	安八郡神戸町神戸九六七一	同
しょうなん調剤薬局 神戸店	安八郡神戸町神戸字西浦一七〇六一	同
アイビー歯科診療室	大野郡白川村鳩谷二八九一	同
しょうなん調剤薬局 輪之内店	安八郡輪之内町下大樽新田字小坪四二七八	同

岐阜県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

フェニックス総合クリニックス 各務原市鷺沼各務原町六五〇 平成二六・一一・四

にしだ泌尿器科クリニック 関市緑町二一一〇 平成二六・一一・一

オリブクリニックス 多治見市音羽町四七二 I N E O 音羽ビル四 A Y U K 同

フェニックス在宅支援クリニック 各務原市鷺沼各務原町六五〇 同

杉山薬局瑞穂店 瑞穂市稲里六九〇八 同

岐阜県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号、以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があったので、生活保護法第五十五条の三及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 変 更 年 月 日

新 ファースト調剤薬局 関店 関市池田町九一 平成一五・一〇・二〇

旧 ファースト調剤薬局 関市池田町九一

新 辻村薬局 中津川市太田町二四三 平成二四・一一・二七

旧 合資会社 辻村薬局

新 しみず消化器クリニック 大垣市割田二一三一一 平成二六・四・一

旧 清水医院

岐阜県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 変 更 年 月 日

新 えんどうインプラント矯正歯科クリニック 関市西本郷通二二二一七 平成二三・三・二九

旧 えんどう歯科クリニック 新 可児市広見五二〇 平成二三・八・一九

新 一般社団法人可児医師会立可児訪問看護ステーション 旧 可児市今渡三〇一

新 訪問リハビリステーション 旧 関市向山町一四二二 平成二六・三・三一

旧 ヨン美里 旧 関市向山町一五八

岐阜県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業等からその名称等に変更があった旨届出があつたので、生活保護法第五十五条の三及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業業者等の名称 指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 年月日 変更

西濃医療生活協同組合 大垣市松町一四五 二 介護ステーション 新 大垣市松町一四五 二 平成二六・一・一五

新 独立行政法人地域医療推進機構 東京都港区高輪三二二 二 介護ステーション 新 大垣市松町一四五 二 平成二六・一・一五

旧 社会団法人全国社会保険協会連合会 岐阜県社会保険協会連合会 岐阜市土田二二二 一 平成二六・四・一

岐阜県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成

二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、生活保護法第五十五条の三及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 所 在 地 廃止年月日 大垣アビオ歯科・矯正歯科 大垣市高屋町一四四五 平成二三・三・三一 貴船薬局 花里店 高山市花里町二五八一 平成二六・七・一五 山本薬局 関市出来町二二 平成二六・八・三 しょうなん調剤薬局 安八郡神戸町神戸字西浦一七〇六 平成二六・八・三一 神戸店

岐阜県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 所 在 地 廃止年月日

鷺沼中央クリニック 各務原市鷺沼羽場町三 三三 平成二六・一一・三  
 札幌歯科医院 羽島市正木町不破一色三〇三 一 平成二六・一一・三〇

岐阜県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該機関を廃止した旨届出があったので、生活保護法第五十五条の三及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
飛騨市長 井上 久則	飛騨市古川町本町 二二二二	訪問看護ステーション	飛騨市神岡町東町 七二五	平成二六・一一・二一

岐阜県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
 なお、その関係図面は、平成二十七年三月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-------	-----	-----	--------	-------------	----------	----

県道 岐阜濃線	岐阜市溝口童子二五番一 地先から 同市溝口中野一七七番一 地先まで	前	六 五 二 五	五 三 六
		後	二 五 一 六 九	五 三 六

岐阜県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類 一般国道	路線名 二百四十八号	区 間 関市山田字免具利八三三番一 地先から 同市同字門田七一番一 地先まで	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	二 七 〇 三 〇	一 四 三 〇	
			後	二 七 〇 三 〇	一 四 三 〇	

岐阜県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。



平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年三月三日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 一 施行者の名称  
八百津町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
八百津都市計画下水道事業 八百津町公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成三年十二月十三日から  
平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地を表記する図面に示して表記する。

1 政党の支部  
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党岐阜県岐阜市第七支部	若井 敦子	鷲見 文男	岐阜市徹明通 1 2	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
青谷まき後援会	黒岩 潤	黒岩 潤	岐阜市今小町30
新しい多治見を創る吉田企業後援会	吉田 貴豊	太田 華住	多治見市小名田町6 144
安藤しんじ後援会	木村 吉孝	木村 一朗	可児郡御嵩町御嵩710 3

大塚ひろき後援会	大塚 洋輝	加納 直樹	瑞浪市陶町水上128 5
北倉よしひる後援会	高木 征雄	北倉 満	養老郡養老町小倉397 1
岐阜将来ビジョン研究会	小泉 宣昭	柳原 元気	岐阜市今沢町13
佐藤信行後援会	佐藤 信行	太田 理恵	多治見市宝町12 40 1
すみかわ寿之後援会	澄川 寿之	澄川 寿之	岐阜市日置江1 5
所たつや後援会	田中 良忠	所 夕子	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬字岡田1836 1
豊沢まさのぶ後援会	豊澤 正信	豊澤 肥女子	美濃市常盤町2301 3
長谷川つよしを育てる会	長谷川 毅	長谷川 毅	大垣市中野町4 21 3
はやしやすこ&太陽の会	飯田 尚人	水野 利恵	多治見市赤坂町8 176 31
はら一郎後援会	原 一郎	原 一郎	羽島市竹鼻町狐穴1376
平野ともひさ管理団体	平野 智久	杉本 一平	岐阜市黒野184
平野ともひさを育てる会	岩 砂和雄	大野 義雄	岐阜市黒野184
朗らかに開市民の会	西澤 達也	西澤 達也	関市下有知6328 1
水石れいこ後援会	水石 玲子	水石 玲子	土岐市肥田町肥田2985 83
宮崎たかしを育てる会	宮崎 孝司	柴田 喜朗	羽島市正木町須賀2316
やまこしとおる後援会	山越 国子	市橋 光代	岐阜市柳津町上佐波1 313
若山たかし後援会	井川 暁男	清水 守	不破郡垂井町宮代2707 1
渡辺圭太後援会	渡邊 圭太	渡辺 哲宏	加茂郡富加町高畑619 8
わたなべ昇後援会	渡部 昇	渡部 昇	多治見市滝呂町17 13 1

岐阜県選挙権者名簿(平成27年3月3日現在)第11号

岐阜県選挙権者名簿(平成二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、政治団体の職員等としての選挙権が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その

選挙事務所及びその所在地

〒411-1704 静岡県大宮郡大宮町

静岡県選挙管理委員会  
大宮選挙区

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党池田町支部	会計責任者	渡辺 幸一	岩谷 真海
自由民主党福岡町支部	代表者	深谷 明宏	小林 優
安藤もろちか後援会	代表者	安藤 武夫	安藤 肇哉
岩谷真海後援会	会計責任者	岩谷 邦子	五十川 進
恵那医師連盟	代表者	中川 俊郎	古橋 貞二郎
恵那市古田はじめ後援会	会計責任者	原 一郎	村上 昭
岡崎和夫後援会	代表者	藤原 由久	太田 幸雄
加藤靖也後援会	代表者	高崎 正之	國枝 隆三
可児医師連盟	会計責任者	玉樹 成三	松岡 剛生
小島英雄後援会	代表者	山本 真平	興野 嘉也
佐藤信行後援会	主たる事務所の所在地	伏屋 守	伏屋 光彦
高山市医師連盟	会計責任者	多治見市十九田町1-7-2 武藤 利茂	多治見市宝町12-40 水口 宏平

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地

多治見市医師連盟	三島 吾朗	仲西 直治
道家やすなり後援会	中島 久美代	浅野 良浩
濃飛政治経済研究会	河合 弘志	森嶋 靖雄
深谷あきひろを育てる会	深谷 博康	柘植 寛
	深谷 千鶴子	深谷 博康
武徳医師連盟	川村 秀和	早川 力
	主たる事務所の所在地	関市元重町29
	代表者	関市西田原1321
森益基後援会	加藤 文明	森 奈津子
	代表者	森 奈津子
悠國會	主たる事務所の所在地	羽島市竹鼻町狐穴15-49-3
よこやま幸司を育てる会	主たる事務所の所在地	大垣市馬場町76-1
吉村ひさし後援会	代表者	田口 義久
	代表者	原 吉一

静岡県選挙管理委員会大宮選挙区事務所

〒411-1704 静岡県大宮郡大宮町  
〒411-1704 静岡県大宮郡大宮町  
〒411-1704 静岡県大宮郡大宮町

〒411-1704 静岡県大宮郡大宮町

静岡県選挙管理委員会  
大宮選挙区

解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示

岩井まさみ後援会	岩井昌美	岩井昌美	美濃加茂市下米田町則光243	平成26年12月24日
かげやま春男後援会	村山清臣	影山いく	山県市高富1226 17	平成27年1月22日
西脇幸雄後援会	西脇幸雄	西脇健治	海津市平田町野寺268	平成26年3月31日
猫田孝紳戸後援会	中原健夫	吉田泉郎	大垣市二本木2 4	平成26年12月31日
牧村範康後援会	坪井昭一	杉江勝敏	揖斐郡池田町青柳84 1	平成26年12月31日
横山としつぐ後援会	横山俊二	横山俊二	美濃加茂市下米田町西脇970 1	平成26年12月24日

岐阜県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年三月三日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
澄川 寿之	岐阜県議会議員	すみかわ寿之後援会	岐阜市日置江1 5	澄川 寿之
原 一郎	羽島市議会議員	はら一郎後援会	羽島市竹鼻町狐六1376	原 一郎
平野 智久	岐阜県議会議員	平野ともひさ管理団体	岐阜市黒野184	平野 智久
水石 玲子	土岐市議会議員	水石れいこ後援会	土岐市肥田町肥田2985 83	水石 玲子
渡部 昇	多治見市議会議員	わたなべ昇後援会	多治見市滝呂町1 17 13 1	渡部 昇

岐阜県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年三月三日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
岩井 昌美	美濃加茂市議会議員	岩井まさみ後援会	美濃加茂市下米田町則光243	岩井 昌美
横山 俊二	美濃加茂市議会議員	横山としつぐ後援会	美濃加茂市下米田町西脇970 1	横山 俊二

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第一号

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第二条の表六の項上欄に掲げる道路又は交通の状況により岐阜県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の上欄に掲げる路線に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区間において行うものとし、平成二十七年九月三日から適用する。

平成十八年岐阜県公安委員会告示第四号は、平成二十七年九月二日限り廃止する。

平成二十七年三月三日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

路線	区間
一 国道十九号線	岐阜県の全域
二 国道二十一号線	岐阜県の全域
三 国道二十二号線	岐阜県の全域
四 国道四十一号線	岐阜県の全域
五 国道百五十六号線	岐阜県の全域
六 国道百五十七号線	岐阜県の全域
七 国道二百四十八号線	岐阜県の全域
八 国道二百五十六号線	岐阜県の全域
九 国道二百五十八号線	岐阜県の全域
十 県道岐阜南濃線	岐阜県の全域
十一 県道岐阜稲沢線	岐阜県の全域
十二 県道名古屋多治見線	岐阜県の全域
十三 県道江南関線	岐阜県の全域

十四 県道大垣一宮線	岐阜県の全域
十五 県道北方多度線	岐阜県の全域
十六 県道春日井各務原線	岐阜県の全域
十七 県道岐阜垂井線	岐阜県の全域
十八 県道岐阜関ヶ原線	岐阜県の全域
十九 県道岐阜停車場線	岐阜県の全域
二十 県道大垣停車場線	岐阜県の全域
二十一 県道岐阜環状線	岐阜県の全域
二十二 県道岐阜大野線	岐阜県の全域
二十三 県道土岐可児線	岐阜県の全域
二十四 県道岐阜巣南大野線	岐阜県の全域
二十五 県道岐阜羽島線	岐阜県の全域
二十六 県道岐阜各務原線	岐阜県の全域
二十七 県道羽島茶屋新田	岐阜県の全域
二十八 県道笠松墨俣線	岐阜県の全域
二十九 県道松原芋島線	岐阜県の全域
三十 県道正木岐阜線	岐阜県の全域
三十一 県道長森各務原線	岐阜県の全域
三十二 県道大垣大野線	岐阜県の全域
三十三 県道赤坂垂井線	岐阜県の全域
三十四 県道西大垣停車場線	岐阜県の全域
三十五 県道関美濃線	岐阜県の全域
三十六 県道上白金真砂線	岐阜県の全域

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年三月三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年二月二十日

二 届出者の氏名又は名称

イオンリテール株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンモール各務原

各務原市那加萱場町三八

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 外一三七者

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 外一三六者

平成二十七年技能検定（前期及び随時）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により平成二十七年技能検定（前期及び随時）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、一級、二級、三級、単一等級、基礎一級及び基礎二級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 前期実施する検定職種（作業）及び等級区分

1 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業、ラップ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業及び超硬刃物研削作業）、ダイカスト（コールドチャンパダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業及びびいす張り作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及びインフレーション成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、

左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事業）、アクリルゴム系塗膜防水工事業、セメント系防水工事業、シーリング防水工事業及びFRP防水工事業、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事業）、カーペット系床仕上げ工事業、木質系床仕上げ工事業、鋼製下地工事業及びボード仕上げ工事業、サッシ施工（ビル用サッシ施工）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 単一等級

枠組壁建築（枠組壁工事業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ工事業）及び加熱ペイントマシナーカー工事業、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

三 随時実施する検定職種（作業）及び等級区分

1 随時三級、基礎一級及び基礎二級

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンパダイカスト作業及びコールドチャンパダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電

盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製作作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工）、染色（糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事業）、防水施工（シーリング防水工事業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事業）、カーペット系床仕上げ工事業、鋼製下地工事業、ボード仕上げ工事業及びカーテン工事業、サッシ施工（ビル用サッシ施工）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

2 随時三級

機械加工（普通旋盤作業）

3 基礎一級及び基礎二級

機械加工（旋盤作業）

注 随時実施の三級の試験については、受検しようとする検定職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受検することができるものとします。

四 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）で定める額とします。

2 学科試験 三千百円

五 実施期日

1 前期

(一) 実技試験

平成二十七年六月三日(水)から平成二十七年九月八日(火)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 学科試験

(1) 平成二十七年七月十九日(日)に実施する検定職種  
三級

園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装、広告美術仕上げ及びフラワー装飾

(2) 平成二十七年八月二十三日(日)に実施する検定職種

ア 一級、二級及び三級  
金属熱処理

イ 一級及び二級

造園、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装

ウ 単一等級  
産業洗浄

(3) 平成二十七年八月三十日(日)に実施する検定職種

一級及び二級  
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ

(4) 平成二十七年九月二日(水)に実施する検定職種

一級、二級及び三級  
写真

(5) 平成二十七年九月六日(日)に実施する検定職種

ア 一級及び二級  
園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾  
イ 単一等級

2 随時

枠組壁建築、路面標示施工及び塗料調色

実技試験及び学科試験は、平成二十七年四月一日(水)から平成二十八年三月三十一日(木)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

六 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

七 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

前期試験の問題の公表は、平成二十七年五月二十七日(水)から行います。

八 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 前期

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(3) 四に定める手数料

(4) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

(二) 随時

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

(2) 四に定める手数料

2 提出先

千五〇二 〇八四一 岐阜市学園町二丁目三番地 岐阜県人材開発センター内  
岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 一三三三 四七七七)

3 受付期間

(一) 前期

平成二十七年四月六日(月)から平成二十七年四月十七日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

## (二) 随時

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

## 4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面（写しでも可）を同封してください。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付けません。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。

なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるもの限り、受け付けません。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

## 九 合格の発表等

## 1 前期

## (一) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成二十七年七月十九日（日）に学科試験を実施する検定職種に関しては平成二十七年八月二十八日（金）、その他の検定職種に関しては平成二十七年十月二日（金）付けで岐阜県商工労働部産業技術課前に掲示されます。

## (二) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成二十七年七月十九日（日）に学科試験を実施する検定職種に関しては平成二十七年八月二十八日（金）、その他の検定職種に関しては平成二十七年十月二日（金）付けの書面で通知されます。

## (三) 技能検定合格証書等の交付

一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

## 2 随時

## (一) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、岐阜県職業能力開発協会が書面で通知します。

## (二) 技能検定合格証書の交付

三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

## 十 試験結果の提供

## 1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験（要素試験及びペーパーテスト）の得点

## 2 提供期間

合格発表の日から一週間

## 3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一 内線二二九六）

## 4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

## 十一 その他

技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部産業技術課（電話〇五八 二七二

一一一 内線三三三四）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 二三三 四七七）までお問い合わせください。

## 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

## 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十七年二月二十三日から

同 年三月二十日まで

四 作業地域

可児市桂ヶ丘三丁目

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十六年十二月八日から

同 年同 月二十二日まで

四 作業地域

可児市光陽台地区

猟銃等講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十七年三月三日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷 邦照

一 開催する講習会の種類

1 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会（以下「初心者講習会」という。）

2 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の許可の更新を受けようとする者に対する講習会（以下「経験者講習会」という。）

二 初心者講習会

講習会の開催日時及び場所

開催年月日	開催時間	開催場所
平成二十七年 六月 十一日（木）	午前十時から 午後五時まで	飛騨総合庁舎
同 年 八月 九日（日）	同	岐阜産業会館
同 年十一月 十九日（木）	同	大垣市民会館
平成二十八年 三月 十日（木）	同	東濃西部総合庁舎

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込受付は、先着順とし、会場定員に達し次第締め切るものとする。また、受講申込者が十人に満たないときは、開催しないことがある。

三 経験者講習会

講習会の開催日時及び場所



年少射撃資格講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成二十七年三月三日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

一 講習会の開催日時及び場所

開 催 年 月 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成二十七年 六月 六日（土）	午前十時から 午後四時まで	岐阜県警察本部庁舎
同 年 八月二十九日（土）	同	同
同 年 十月 十七日（土）	同	同
同 年 十二月 五日（土）	同	同

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込者が三人に満たないときは、開催しないことがある。

二 受講の申込み

講習を受けようとする者は、県内の警察署で年少射撃資格講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、年少射撃資格講習受講申込書にあつては、必要事項を記載の上、写真（六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、横二十四ミリメートル、縦三十三ミリメートルのもの）一枚を添え、収入証紙納付書にあつては、住所及び氏名を記載の上、三の受講手数料の額に相当する岐阜県収入証紙を貼付し、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

なお、講習会の受講日時は、講習申込者に年少射撃資格講習会日時等決定通知書により通知する。

三 受講手数料

九、七〇〇円

四 講習内容

- 1 空気銃の所持に関する法令 三時間
- 2 空気銃の使用の方法 一時間

五 注意事項

- 1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。
- 2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。

六 その他

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。